

電子申請による手続をされた事業主の皆様へ

👉 資格取得時及び離職者へ離職票を交付していただく際のリーフレットは山梨労働局ホームページから印刷をお願いします！

お手数ですが、下記の項目から適宜ダウンロードしていただき、皆様に配付していただきますようお願いいたします。

※内容が改正される場合がありますので、常に最新のものをご使用いただきますようお願いいたします。

次の項目からダウンロードできます。

□資格取得時に被保険者のみなさまにお渡しいただきたいもの

[・雇用保険のしおり](#)

□離職票交付を受けた離職者のみなさまにお渡しいただきたいもの

[・離職されたみなさまへ](#)

□事業主のみなさまへのお知らせ

[・電子申請を利用される事業主等の皆様へ](#)

[・外国人雇用届出に在留カード番号が必要となります](#)

[・雇用保険適用窓口来所受付時間が16時までとなります](#)

[・電子申請により育児休業給付手続きを行う際の「手続き名」確認フローチャート](#)

[・令和7年4月から保育所等に入れなかったことを理由とする「育児休業給付金」の支給対象期間延長手続きが変わりました。](#)

[・2025年4月からの育児休業給付支給対象期間の延長書類について](#)

[・令和6年8月1日から支給限度額が変更になりました。（「高年齢雇用継続給付」「介護休業給付」「育児休業給付」）](#)

[・令和7年4月1日から高年齢雇用継続給付の支給率を変更しました。](#)